

秘

日光節約時間採用に關する件 (審議決定案)

(昭二三、四、一二終)

日光節約時間制交のもたらす各般の利益、特に現在累進した状態の電力事情の緩和と電力消費の削減に與ふる好影響に鑑み、尤の女領に
より、これを採用することを内容とする法律案を國會に提出するものとする。
一、実施期日の目途を本年五月一日(土曜日)におき、諸般の準備を右時日迄に免了するよう措置すること。

二、切換時刻は、切換に伴う調整の範囲を最少限度ですまふことができるとし、五月一日午後十二時を予定すること。

三、現行標準時はそのままとし、五月一日午後十二時(二四〇〇)を五月二日午前一時(〇一〇〇)とする方法によること。

四、毎年における本制交採用の始期及び終期は、一應四月十日前後及び九月十日前後を予定すること。従つて本年交において標準時に復帰する時期は、九月十一日(土曜日)夜半を予定すること。

五、本制交採用に伴う尤の各項に關する調整については、それぞれ所要の法的措置を講ずること。

的措置を講ずること。

- (一) 法定期間計算に關する事項
- (二) 天文台の発する報時に関する事項
- (三) 列車運行表に關する事項
- (四) 勞働時間計算及び右に対する給與に關する事項
- 六、政府関係各機関における協業終業時刻は、特に支障ある場合を除く外、本制交採用によつてこれを変更しないこと。
- 七、標準時と區別するため、本制交による「時」を夏季時(夜線)と称すること。